

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年6月22日から令和2年10月22日までの回答)

投資等ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
自家用トラックの活用に係わる規制緩和(有償貨物運送許可の条件付き拡大)	現行制度下 で対応可能	◎	1
生活のオンライン化を支える輸送機能の向上のため、個人によるラストワンマイルの配送を可能とする措置	現行制度下 で対応可能	◎	2
金融商品取引法等で規定されている書面の電磁的交付の徹底	現行制度下 で対応可能	△	3

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:1

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年8月1日	回答取りまとめ日	2年9月25日
-----	---------	-------------	--------	----------	---------

提案事項	自家用トラックの活用に係わる規制緩和(有償貨物運送許可の条件付き拡大)
具体的内容	自社の貨物を運送する「自家用トラック」の余裕時間・スペース等を活用した「有償貨物運送」を認める。具体的には、道路運送法第78条(有償運送)を改正し、(1)有償運送による輸送量が自社貨物の輸送量を超過しない場合、(2)実運送事業者の管理下において自家用トラックを活用する場合、(3)重大事故の発生可能性が予見された場合・発生してしまった場合に国土交通省が自家用トラックを有する事業者に監査を行うこと、以上を条件に、事業者が自社の自家用トラックを使用して有償貨物運送を行えるようにすべきである。なお、空いている日・時間をタイムリーに活用できるよう、有償貨物運送許可申請は、スマホ・PC等から行えるようにすべきである。
提案理由	わが国の物流はトラック運送が主であり、トンベースで91.5%、トンキロで50.8%を占める(出所:全ト協)。トラック運送はわが国の経済社会を支えるために非常に重要だが、ドライバーは大きく不足している(2020年5月の有効求人倍率:産業全体1.02倍、自動車運転者2.05倍)。多頻度小口化やEコマース化に伴い、輸送件数は増加しており(国交省『物流を取り巻く現状について』)、今後も輸送需要は伸長すると予測される。ドライバーは現状で10万人超が不足し、更に2028年には28万人程度にまで不足数が拡大するという調査もある(出所:鉄道貨物協会)。このような状況において、既存のトラックの生産性向上や、新たな働き手を確保していくことは当然だが、それだけで人手不足を補うことは現実的ではない。そこで、既存資源を有効活用するという観点から、自家用トラックを活用したい。但し、運転を誤ると重大事故につながりかねないことや、営業用トラックと異なり業法や改善基準等の適用外であることを踏まえ、無条件に有償貨物運送を認めるのではなく、繁閑に応じて生じる空きを活用や、自社納品ルートと他社納品ルートが重複する場合等の活用を想定する。わが国には約782万台のトラックが存在しており、うち自家用トラックは約634万台である(出所:国交省)。正確な数値が取得・公表されていないため推計値だが、自家用トラックのうち、普通トラック約147万台にキャブオーバ比率27.3%を乗じた約40万台、トレーラー約1万台を加えた41万台程度が有償貨物運送に適する箱型トラックやコンテナ輸送に適する車両と推察され、大きな戦力として期待できる。
提案主体	公益社団法人経済同友会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<p>他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保や利用者利益の保護の観点から、貨物自動車運送事業法に基づく許可の取得等を行っていただくとともに、事業用自動車を用いて事業を行って頂く必要があります。</p> <p>一方、年末年始や夏等繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加え贈答用品を中心とした輸送需要が極端に増大し、事業用自動車のみではその輸送力の確保が困難となっている現状に鑑み、例外的に、道路運送法第78条第3号に基づき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合として、各繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可を行っているところです。</p> <p>また、有償運送に係る許可に際して、現時点では、オンラインで申請していただくことはできません。</p>	
該当法令等	道路運送法第78条 貨物自動車運送事業法第3条等	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難な繁忙期については、左記のとおり、一定の条件のもとで自家用車による有償運送を認めているところであり、また、許可に際しては、自家用自動車の運転手に対する事故の防止等に係る研修等の実施により利用者とのトラブル防止に努めるよう、運送需要者であるトラック運送事業者に対し指導を行っています。</p> <p>一方、繁忙期以外の期間については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、貨物自動車運送事業法に基づく許可の取得等を行っていただくとともに、事業用自動車を用いて事業を行っていただく必要があると考えます。</p> <p>また、有償運送に係るオンライン申請の導入にあたっては、導入に係る経費等や虚偽の申請に対する対策、オンライン申請における本人確認等の手続の煩雑性を踏まえた事業者のニーズ等について検討する必要があることから、これらの事項を総合的に勘案しつつ検討を行ってまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:2

受付日	2年8月27日	所管省庁への検討要請日	2年10月6日	回答取りまとめ日	2年10月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	生活のオンライン化を支える輸送機能の向上のため、個人によるラストワンマイルの配送を可能とする措置
具体的内容	新型コロナウイルス拡大に伴う新しい生活様式下の配送需要の急増に対応するため、以下の制度的な対応を行うべき。 1. 個人が自家用車を利用してラストワンマイルの配送を行うことができるよう、一般貨物自動車運送事業の許可要件を緩和すること。 2. 上記緩和に際して、配送者の過労等を防止するため、乗車時間の限定など個人の配送者が遵守すべきルールの設定や、荷主やマッチング仲介者の責任の明確化等をあわせて検討すること。
提案理由	新型コロナウイルス拡大により、自宅で過ごす時間が増加し、配送への需要が急激に高まった。これにより、配送の遅延や一部サービス停止等の問題が生じた。新しい生活様式の下では、テレワーク等のデジタル化は引き続き進展し、配送への需要はますます高まっていくと考えられる。日本経済新聞の報道によると、佐川急便の日用品の荷物は10～20%ほど増加した。また、国土交通省の調査によると本年4月分の宅配便の総数は前年同月比で19.2%増加した。 2020年の規制改革推進に関する答申では、「タクシー事業者が、許可を受けた上で、有償で食料等を運送することを認める特例措置について効果検証し、継続の可否を判断する。」、成長戦略フォローアップでは、「さらに、自家用有償旅客運送制度において、自家用車を用いることとする原則を踏まえつつ、地域ニーズに応じて実施主体から委託を受けた貨物自動車運送事業者が、自らの貨物事業用車両を持ち込み、貨物とあわせて旅客の運送を行う場合の取り扱いを2020年度中に明確化する。」と記載があり、自動運転やタクシーの利便性向上での物流の対策は一定程度の取り組みが行われる。しかし、これらはいくまでもタクシー事業者や貨物自動車運送事業者であり個人に関しての対策ではない。引き続き配送の需要が高まることに伴う人手不足を解消するためにも、自家用車を利用してラストワンマイル配送に参入できる余地を与えるべきではないか。今般の状況に鑑みて、いわゆる置き配のような非接触型での配送を個人が担えれば、感染拡大防止の面でも対策にもなる。
提案主体	日本IT団体連盟

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<p>他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保や利用者利益の保護の観点から、貨物自動車運送事業法に基づく許可の取得等を行っていただくとともに、事業用自動車を用いて事業を行って頂く必要があります。</p> <p>一方、生活関連物資の輸送需要に加え贈答用品を中心とした輸送需要が極端に増大し、事業用自動車のみではその輸送力の確保が困難となっている年末年始や夏季等繁忙期においては、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の運転者に対する適切な指導の実施を前提に、道路運送法第78条第3号に基づき、公共の福祉を確保するためやむを得ないものとして自家用自動車の有償運送の許可を例外的に行っているところです。</p> <p>【参照条文】 ○道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)(抄) (有償運送) 第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。 一・二 (略) 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。</p>	
該当法令等	道路運送法第78条 貨物自動車運送事業法第3条 等	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難な繁忙期については、左記のとおり、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の運転者に対する適切な指導の実施を前提として、自家用自動車による有償運送を例外的に認めているところです。</p> <p>一方、繁忙期以外の期間については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、貨物自動車運送事業法に基づく許可の取得等を行っていただくとともに、事業用自動車を用いて事業を行っていただく必要があると考えます。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:3

受付日	2年10月1日	所管省庁への検討要請日	2年10月6日	回答取りまとめ日	2年10月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	金融商品取引法等で規定されている書面の電磁的交付の徹底
具体的内容	金融商品取引契約の成立時や定期的に顧客に交付される取引残高報告書の書面交付義務(金融商品取引法第37条の4第1項)については、電磁的方法による交付が可能である(金商法第34条の2第4項、金融商品取引業者等に関する内閣府令第56条第1項等)。しかしながら、法人顧客の場合、電磁的方法による交付に同意している場合においても書面交付が行われるなどの事例もありコロナ禍においても書面の受取のために出社する事例も起きている。各証券会社の規定や業界の慣行等により電磁的交付が可能な場合も書面交付が行われているようなケースについては金融庁・金融業界が一体となって取組を進めるなど電子化を徹底していただきたい。
提案理由	取引残高報告書を含め金融商品取引法等において規定する書面交付の多くは既に電磁的交付が可能となっている。(日本証券業協会「電磁的方法による交付に係るQ&A(平成26年11月版)」)しかしながら、法人顧客の場合、電磁的交付に同意している場合でも書面交付が行われている事例もあり、コロナ禍においても書面受取のために出社する事例も起きている。 こうした慣行は、各証券会社の規定等(書面の電磁的方法による交付取扱規定等)において、顧客が電磁的交付に同意している場合であっても証券会社の都合により書面交付を行うことが可能となっているためと考えられる。また業界の慣行として法人顧客に対する書面交付が行われている場合は、金融庁における検討会(金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会)等で取り上げることも検討されたい。 法人顧客の場合も個人と同様に書面交付の慣行を廃止・完全電子化を進めることにより、従業員が書面の受取のために出社することを減らせるほか、業務の効率化や紙の書類の管理コストの削減に資することから電子化の一層の取組を進められたい。
提案主体	一般社団法人新経済連盟

	所管省庁	金融庁
制度の現状	金融商品取引法上の主な契約手続において義務付けられる書面交付については、顧客から承諾を得ることで書面の交付に代えて、電磁的交付が可能となっています。	
該当法令等	金融商品取引法	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄の通り、顧客の同意があればご指摘の書面について電磁的交付が可能になっているところ、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」においても、日本証券業協会が顧客へ交付する書面についてペーパーレス化を進めていく方針を発表しているところです。金融庁としてもこうした金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう促してまいります。	

区分(案)	△
-------	---